

ベルギーのNIDをめぐる近年の動向

山田直夫

一、本稿の課題

筆者は本誌の第五一巻第一二号に掲載した小論文（以下、山田（二〇一一）と記す。）において、ベルギーで導入されているNID (Notional Interest Deduction) と呼ばれる企業課税制度を取り上げた。そこではNIDとはどのような税制であるかを説明し、ベルギーのマクロデータを参照しながらNIDがベルギー経済に与える影響について大雑把ではあるが検討を加えた。その後、

NIDについてはいくつかの制度改正が行われている。さらに学術的な面では、ベルギーの個別企業のデータを用いたNIDに関する精緻な実証研究も行われるようになってきた。そこで本稿では、ベルギーのNIDをめぐる近年の動きについて、実際の制度改正と学術研究の観点から紹介する。そして最後にベルギーの動向を踏まえて、わが国の法人税改革について考えてみたい。

NIDは、ACE (Allowance for Corporate Equity) と呼ばれる税制のベルギーでの名称である。ACEやNIDの説明は既に山田（二〇一

一)で行っているが、こうした用語をはじめて目にする読者もいると思われるため、本稿の中でも必要な範囲で改めて説明を行う。

本稿の構成は以下のとおりである。続く二節ではACEについて説明するとともに、ベルギー以外のACE導入国の動向についても簡単に紹介する。ここでは、ベルギーがACEの代表的導入国であることも示す。次の三節では、ベルギーで行われたNIDに関する制度改正について触れる。そして、四節では近年発表されたベルギーのNIDに関する実証研究をサーベイする。最後の五節では本稿の議論をまとめ、わが国の法人税改革や今後の研究課題について検討する。

二、ACEの概要と導入国の動向

(1) ACEの概要

企業が資金調達をする場合に税制が影響を及ぼす。つまり、企業が負債で資金調達をした場合は、負債利子が法人税の課税ベースから控除される。しかし、企業が株式で資金調達をした場合は、負債利子に対応するもの（株式の機会費用）は控除されない。したがって、負債による資金調達は優遇しているのである。税制が企業の資金調達に影響を与えないためには、負債と株式による資金調達について税制上等しく扱う必要がある。そうした税制の一つがACEである。ACEは、一九九一年にイギリスの研究機関である Institute for Fiscal Studies から提案された税制で、負債利子だけでなく、一定の手順に従って求

めた株式の機会費用も法人税の課税ベースから控除するというものである。

ちなみに、負債と株式による資金調達について税制上等しく扱うということであれば、負債利子も株式の機会費用も法人税の課税ベースから控除することを認めないという措置も考えられる。こうした税制は、一九九二年にアメリカ財務省から提案されており、C B I T (Comprehensive Business Income Tax) と呼ばれている。

(2) 導入国の動向

A C EとC B I Tを比較してみると、理論的にはA C Eは企業の資金調達だけでなく、投資決定に対しても中立的であるが、C B I Tは投資決定に関しては非中立的であることが知られている。

また、C B I Tはドイツで類似の税制が一部導入されているが、一般に導入国はないと言われている。

る。それに対して図表1に示したようにA C EあるいはA C Eに類似した制度は、筆者の知る限りクロアチア、ブラジル、オーストリア、ベルギー、イタリアで導入されたことがある。そして、ベルギーとブラジルは継続的に現在もA C Eを採用しており、イタリアは一旦廃止したが、最近になって以前とは若干異なる形で再導入している。⁽¹⁾

Institute for Fiscal Studies が提案したA C Eに近いのは、株式の帳簿価額の一定割合を法人税の課税ベースから控除するクロアチアとベルギーのタイプである。クロアチアは最も早い一九九四年に導入したが二〇〇〇年に廃止してしまっている。現在はベルギーがA C Eの代表的導入国といえることができる。

なお、濱田(二〇一〇)とペリー(二〇〇九)は、ラトビアでもA C Eが導入されていることを

ベルギーの NID をめぐる近年の動向

図表 1 諸外国の ACE の動向

国	期間	名称	概要
クロアチア	1994-2000	Protective Interest	株式の帳簿価額の一定割合を控除
ブラジル	1996-	Remuneration of Equity	株式の帳簿価額の一定割合まで配当分を控除
オーストリア	2000-2004	Notional Interest	新規株式の帳簿価額の一定割合に対して軽減税率を適用
ベルギー	2006-	Notional Interest Deduction	株式の帳簿価額の一定割合を控除
イタリア	1997-2003	Dual Income Tax	新規株式の帳簿価額の一定割合に対して軽減税率を適用（ただし、2000年は新規株式の帳簿価額の120%、2001年は140%の一定割合に対して軽減税率を適用）
	2011-	Notional Interest Deduction	新規株式の帳簿価額の一定割合を控除

(出所) Klemm (2007) p.235などから筆者作成

指摘している。またイタリアの Dual Income Tax は、法人所得を法定の法人税率が適用される部分と軽減税率が適用される部分の二つに分けることから名づけられたものである。したがって、北欧諸国で導入され、わが国の金融所得課税の一体化の議論にも大きな影響を与えた Dual Income Tax (二元的所得税) とは関係ない。

三、NIDに関する制度改正

NIDは二〇〇五年六月二二日に立法化され、二〇〇六年から(課税年度で表すと二〇〇七課税年度から)導入されている。対象となる企業は、ベルギー法人税の対象となるベルギー企業及び外国法人である。法人税の課税ベースから控除する額(株式の機会費用)は、調整後自己資本にみなし利子率を乗じて求める。ここで、調整後自己資

本とは前期末におけるベルギー会計基準に基づく自己資本から二重計算や不正使用を回避するための調整をしたもので、図表1では株式の帳簿価額と表現しているものである。また、大企業に対するみなし利子率としては適用年の二年前のベルギー一〇年償還国債の利率が用いられ、その上限は六・五％（二〇一〇、二〇一一課税年度については三・八％）である。なお、中小企業に対するみなし利子率は大企業のみなし利子率にさらに〇・五％上乘せしたものになる。NIDの特徴としては、NID超過額（控除対象額が所得を超過する部分）がある場合に翌年度以降七年間の繰越が可能であることが挙げられる。

最近、このベルギーのNIDについて規模を縮小する方向の改正が行われた。⁽²⁾ 具体的には、みなし利子率の上限の引き下げとNID超過額の繰越控除の廃止である。まず、みなし利子率の上限に

ついては、二〇一三課税年度は三％（中小企業は三・五％）で、二〇一四課税年度については二・七四％（中小企業は三・二四％）になった。二〇一四課税年度の二・七四％という値は、二〇一二年の七月から九月の一〇年償還国債の利率を基に設定されている。また、ベルギー財務省のパンフレット（NOTIONAL INTEREST DEDUCTION: an innovative Belgian tax incentive Tax Year 2013 - Income 2012）によると、二〇一三課税年度において大企業に適用されるみなし利子率は三％（中小企業は三・五％）である。これらを踏まえて大企業に対するみなし利子率の変遷を示すと図表2のようになる。

一方、NID超過額の七年間の繰越控除については、二〇一三課税年度より廃止される。ただし、二〇一二課税年度終了時点のNID超過額については、一定の制限の下で、これまでと同様に

図表2 大企業に対するみなし利子率

単位：％

課税年度	みなし利子率	みなし利子率 の上限
2007	3.442	6.500
2008	3.781	6.500
2009	4.307	6.500
2010	4.473	6.500
2011	3.800	3.800
2012	3.425	3.800
2013	3.000	3.000
2014		2.740

(出所) ベルギー財務省の資料などから筆者作成

七年間の繰越ができる。ここで一定の制限とは、①一〇〇万ユーロまでは控除できる、②一〇〇万ユーロを超える部分はその六〇％までしか控除できない、③残りの四〇％は翌年度以降無期限に控除できる、というものである。例えば二〇一三課税年度の繰越控除適用前の所得が一五〇万ユーロの場合、一〇〇万ユーロは控除できるが、それを超える部分(すなわち五〇万ユーロ)については六〇％の三〇万ユーロまでしか控除できない。つまり、繰越控除は合計一三〇万ユーロで、一五〇万ユーロから一三〇万ユーロを差し引いた二〇万ユーロには法人税が課税される。ただし、NID超過額の残額のうち、五〇万ユーロの四〇％にあたる二〇万ユーロについては七年間ではなく、無期限に繰越が認められるのである。なお、繰越控除の計算は課税所得の算定の最後の段階で行われる。

四、N I Dに関する実証研究

N I Dについての論文は、導入の経緯を説明するものや概要を数値例で紹介するものがあるだけであったが、先にも指摘したように、近年データを用いた精緻な実証研究が蓄積されてきている。

この理由として、N I Dが二〇〇六年から継続的に導入されているので、データが揃ってきているということが考えられる。ここでは Van Campenhout and Van Caneghem (2011) 、 Kestens, Van Cauwenberge and Christiens (2012) 、 Princen (2012) と同じ三つの研究を取り上げ、研究の動向を把握したい。このサーベイから明らかになることを先取りして述べると、中小企業を対象とした分析が行われていること、N I Dが企業の資本構成に与える影響につい

ては確定的な結論が得られていないということ、N I Dが投資に与える影響についてはほとんど分析が行われていないということ、である。

Van Campenhout and Van Caneghem (2011) は、ベルギーの中小企業を分析対象とし、どういった企業がN I Dを導入する傾向にあるのかという点と、N I Dが資本構成にどのように影響を与えるのかという点について分析を行っている。

この論文では中小企業に注目する理由を二つ挙げている。一つは欧州経済において中小企業が重要な位置を占めているから、もう一つは大企業とN I Dの規定が異なる部分があるので分けて分析する必要があるから、というものである。分析に用いられているデータはビューロ・ヴァン・ダイク社 (Bureau van Dijk) の B E L F I R S T で、これはベルギーとルクセンブルクの企業の財務情報に関するデータベースである。また、アンケート

ト調査の結果も用いられている。分析対象期間は一九九八年から二〇〇七年までであるが、資本構成については短期的な影響を見るため二〇〇五年と二〇〇六年の階差をとったデータが用いられている。主な結果についてであるが、NIDの導入に関しては、NIDについて知っていることはNIDの導入確率にプラスに影響し、借入比率や免税投資準備金を受けていた経験は導入確率にマイナスに影響するという結果を得ている。なお、免税投資準備金は中小企業に対する優遇措置であるがNIDとの選択制になっており、両方を利用することはできない。一方、資本構成に与える影響については、NIDは重大な影響を与えていないとしている。

Kestens, Van Cauwenberge and Christiaens (2012) は、中小企業を分析対象とし、NIDが資本構成に与える影響について分析している。こ

の論文でも中小企業を取り上げる理由を二つ挙げている。一つは、中小企業が経済の基礎を形成し、雇用の大半を創造し、経済成長と革新に大きく貢献するから、もう一つは、資本構成は中小企業の成長の重要な決定要因であるから、という二点である。分析の具体的な内容は、NID導入前年の二〇〇五年を基準にして、その後の三年間（二〇〇六―二〇〇八年）の負債比率の変化がNIDの導入という変化を反映しているかどうかを確認するというものである。また、この論文で使われているデータもビュロ・ヴァン・ダイク社 (Bureau van Dijk) のBELFIRISTである。主な結論は、NIDが中小企業の資本構成に重大な影響を及ぼすということとNIDによる法人税収の低下は大きいということの二点である。

したがって、NIDが中小企業の資本構成に与える影響については Van Campenhout and Van

Caneghem (2011) とは反対の結論を得ていることになる。

Princen (2012) は、NIDが企業の負債比率に与える影響(すなわち、Difference-in-differences と呼ばれる統計的手法を用いて分析している。この分析には、政策変更の影響を受けた企業と受けなかった企業の政策変更前後(つまり二〇〇六年の前後)のデータが必要になる。この論文で使用されているデータは、ヨーロッパの企業の財務情報に関するデータベースであるビューロ・ヴァン・ダイク社(Bureau van Dijk)のAMADEUSで、政策変更の影響を受けた企業としてベルギー企業、影響を受けなかった企業としてフランス企業及びドイツ企業を取り上げている。また分析対象期間は二〇〇一年から二〇〇七年である。主な結果は、NID導入は企業の負債比率に対して有意に負、つまりNID導入は企業の負債比率

を低下させるといふものである。この論文ではいくつかのケースについて分析を行っているが、負債比率低下の程度は、小さいもので約二%、大きいもので約七%である。また、大企業と中小企業に分けて同様の分析を行い、大企業の負債比率の低下が約四・九%なのに対して中小企業が約四・六%であることから、大企業の方が影響が大きいという結果を得ている。ただし、ここでの中小企業とは欧州委員会の定義をもとにしたものであり、みなし利子率が〇・五%上乘せされる企業ではない。さらに、この論文ではNIDが投資に与える影響についても分析を行い、NIDは投資に対しては明確な影響を与えていないとしている。

五、おわりに

(1) 本稿のまとめ

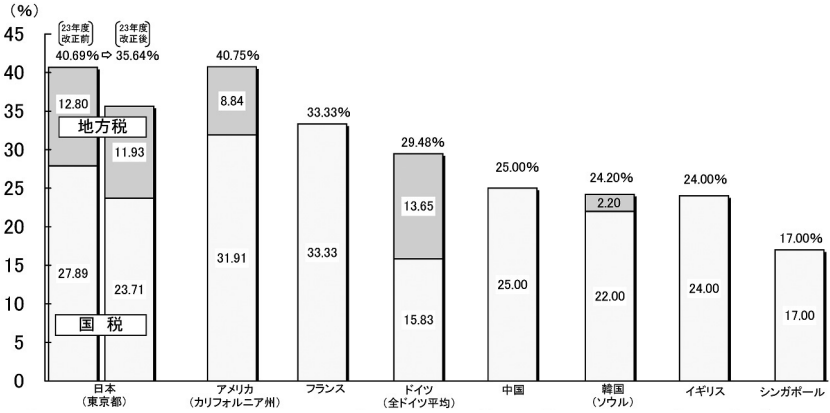
本稿では、ベルギーのNIDをめぐる近年の動きを実際の制度改正と学術研究の観点から紹介した。制度改正の面では、みなし利子率の上限が引き下げられ、七年間のNID繰越控除が原則廃止になった。つまり、NIDという制度を縮小する方向の改革が行われたのである。この背景にはベルギーの財政状況の悪化があると考えられる。また、学術研究の面では、データを用いた精緻な実証研究が蓄積されてきているものの、大企業を対象とした分析や投資に与える影響に関する研究が不足しており、資本構成に与える影響についても確定的な結論がまだ得られていないことが明らかになった。

(2) わが国の法人税改革

最後にわが国の法人税改革について考えてみたい。わが国の法人税率は二〇一二年に三〇%から二五・五%に引き下げられた。これに伴い、法人所得課税の実効税率（法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で国税と地方税の税率を合計したもの）も四〇・六九%から三五・六四%に引き下げられた（図表3）。しかし、現行の法人税制が企業行動に対して影響を与えていることには変わりがない。わが国の法人税改革の議論では中立性についての議論はほとんど行われていないが、経済のグローバル化が進む中で、ACEのような企業行動に影響を与えない法人税制についても考えていくことが必要になってくると思われる。また、わが国へのACE導入を検討する際には、わが国を対象にしたシミュレーション分析を行う必要があるが、その他

図表3 法人所得課税の実効税率の国際比較

(2012年4月現在)



(出所) 財務省ウェブサイト

に実際の導入国の実態や導入国を対象とした実証分析の結果も参考になる。前述したようにベルギーはACEの代表的導入国であるので、ベルギーのNIDの動向を把握することやNIDがベルギー企業に及ぼす影響についての実証分析を蓄積していくことは、わが国の法人税制を考えるうえで重要であるといえるだろう。

(注)

(1) 再導入されたイタリアのACEについて紹介したものとし、PwCの*European Tax Newsletter* Mar 21, 2012 (http://www.pwc.com/en_US/us/tax-services-multipationals/newsletters/european-tax-newsletter/assets/pwc-italy-notional-interest-deduction.pdf) などがあむ。

(2) NIDの制度改正については、KPMGのウェブサイト (http://www.kpmg.com/BE/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/TaxandLegalNewsFlashes/e-tax-flash/Pages/Law-fiscal-financial-provisions.aspx?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=

20-12-2012&utm_campaign=e-tax-flash) & TrustConsult Group のメンバーホーム (http://www.trustconsultgroup.com/?page=newstweets&id_news=54) を参考にしてください。

(参考文献)

- 濱田洋 (二〇一〇) 「企業行動に対する租税の影響とその是正——トレーズ・オフ、スッキング・オーター仮説を参考に——」『一橋法學』第九卷第一号、二四七—二八〇頁
- ペリー、ビクトリア (二〇〇九) 「最近の国際経済学における税制の動向——経済危機下における税制（国際人道教）航空運賃税）を含む——」『租税研究』第七二〇号、一七五—二〇一頁
- 山田直夫 (二〇一〇) 「ベルギーの法人税制——NIDについて——」『証券レビュー』第五一卷第一二号、一一一—一三六頁
- Institute for Fiscal Studies (1991) *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, A Report of the IFS Capital Taxes Group Chaired by Malcolm Gammie.
- Kestens, K., P. Van Cauwenberge and J. Christiaens (2012) “The effect of the notional interest deduction on the capital structure of Belgian SMEs,” *Environment and Planning C: Government and Policy* 30, 228–247
- Klemm, A. (2007) “Allowances for Corporate Equity in

Practice,” *CESifo Economic Studies* 53(2), 229–262.

Princen, S. (2012) “Taxes do Affect Corporate Financing Decisions: The Case of Belgian ACE,” *CESifo Working Papers* No. 3713

- U. S. Department of the Treasury (1992) *Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once*, U. S. Government Printing Office.
- Van Campenhout, G. and T. Van Caneghem (2011) “How did the notional interest deduction affect Belgian SME’s capital structure?” *Small Business Economics*, DOI 10.1007/s11187-011-9364-1

(やまだ たたお・当研究所主任研究員)